



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ホロコースト研究におけるロマ民族をめぐる考察
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集, 2, 19-34
Issue Date	2006-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35546
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_p19-35chiba.pdf



ホロコースト研究におけるロマ民族をめぐる考察

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない¹。

千葉美千子

はじめに

本稿の目的は、ナチズム第二の犠牲者であるロマ民族²が、戦後のホロコースト研究の中で「忘れられた犠牲者³」となった要因を、今日までの研究構図を手だてとして考察していくことにある。

ナチズムによるロマ民族の絶滅政策が、ホロコースト研究における新たな研究対象のひとつとして確立されたのは、きわめて最近のことである。ホロコーストから60年を経た今、ナチズム最大の犠牲者であったユダヤ人に対する迫害措置について、歴史家たちの間に見解の相違が見受けられるとするならば、それは、ユダヤ人に対して行われた迫害の事実疑問を呈することではなく、そこに至った経緯への解釈をめぐる論争である。ところが、犠牲者としてのロマ民族の位置づけに関する研究では、今なお迫害動機が大きな争点のひとつとなっており、これまでその多くがユダヤ人に対する措置の副次的行為として扱われ、その理由についてもまた、ユダヤ人とは似て非なるものであったと論じられてきた。近年、こうした研究の遅れによって生じた犠牲者間の差別が、犠牲者のみならず、その子孫にまで影響が及んでいることが明らかになりつつある。

ヨーロッパにおける彼らの窮状は、メディアでも多く報じられており、たとえば2005年3月1日付の *Herald Tribune* は次のように現状を伝えている。

ホロコーストから数十年を経てもなお、犠牲者であるロマ民族の立場はヨーロッパ社会の最底辺におかれている。彼らは蔑まれ、排除されているのである。インドに起源を有するロマ民族のヨーロッパ史は、抑圧、奴隷労働、不公平な処遇、組織的な迫害を特徴としていたが、近年においても、彼らはリンチやポグロム、人種差別的理由による社会扶助からの締め出し、深刻な人権侵害等々に直面してきた。彼らは1992年4月に起きたボスニア紛争でも標的となり、また、1999年にはコソボでも民族浄化の名のもとに迫害を受けた。人種的理由による迫害は戦地に限ったことではなく、旧共産圏においてもロマ民族は迫害の的になった。ルーマニアではチャウセスク政権崩壊後、30以上のロマのコミュニティが放火、

殺戮などによって崩壊に追い込まれた。同様の事件はブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ウクライナ、旧ユーゴなどでも共産体制の崩壊時期に起きている。

ロマ民族が人種差別的理由による暴力の犠牲となった場合でも、ヨーロッパ司法はしばしば適切な救済策を打ち出すことに失敗してきた。とりわけ、警察が迫害の首謀者だった場合、正当な償いを受けることはありえなかった。中欧、東欧における彼らの処遇はより深刻であり、児童の通学、失業問題、行政の対応、住居問題、レストランでの入店拒否など、あらゆるところで差別に直面している。

レイシズムによるロマ民族への暴力は、決して昨今の問題ではない。西ヨーロッパにおいては中世から迫害の標的とされ、東ヨーロッパでは奴隷として酷使されてきた。ホロコーストで彼らへの迫害は頂点に達し、数十万の人びとが命を落とし、近代においては、統一性のない無理な同化政策によってロマ民族の文化、伝統的職業、生活が破壊されてきた。今年はアウシュヴィッツ解放 60 周年であり、ヨーロッパの人びとはホロコーストの記憶を問い直している。今日においてもなお、苦難が続いているロマ民族の犠牲者ならびに彼らの子孫についてもまた、我々は関心を向けてもよいのではないだろうか。

戦後 60 年の節目を迎えた 2005 年は、記憶とどのように向き合い、未来へ紡ぐべきかが問われた一年であった。しかし記憶の共有は年月と共に一層困難となりつつある現代社会においては、むしろ異なる記憶をもつ人々の間にある対立概念の克服が大きな課題となっている。

ロマ民族もまたホロコーストの記憶をめぐる論争の中で、常に周縁的存在であったがゆえに、未だ犠牲者としての認知が不十分なままとなっている。

こうした状況をふまえ、本稿では、1. ホロコースト研究におけるロマ民族の位置づけ、2. 犠牲者としてのロマ民族、3. ユダヤ人との相関化をめぐる論争、という3つの分析対象をもとに、今日までの研究構図とその問題点を概観していくこととする。

1. ホロコースト研究におけるロマ民族の位置づけ

これまで、ナチズムによるロマ民族への迫害措置に対する研究は、政策遂行プロセス、そして戦後補償・損害賠償問題といった二つの大きな専門領域において行われてきた。双方において行政機関の介在が不可欠であり、かつ大きな影響を与えてきた。しかしこれまで行われてきた研究の多くが、行政機関によるロマ民族へのレ

イシズムや差別に重点をおくのではなく、むしろ行政の立場を擁護することを意図して行われてきた。ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会議長を務めるロマニ・ロゼは行政機関を「机上の犯罪者⁴」とさえ呼んでいる。

したがって、その研究内容は学際的意義を欠いており、その研究成果が中立的であったとは言い難かった。そして、むしろナチズム支配下における行政の取り組みを、より正当化する役割を果たしてきた。戦後補償への取り組みについても同様であり、そこには行政の意識がさらに強く反映された。いわゆる政治的理由によって拘留された被迫害者への補償が第一に考えられ、それ以外の人びとについては当初、過小評価されたのである⁵。

ヨーロッパ社会の中心的役割を担っていると理解されていたユダヤ人に対する絶滅政策が、ヨーロッパ全体の知的財産の喪失として受け止められていたのに対し、社会のマージナルグループであったロマ民族について、歴史家たちは研究の目的を探しあぐねていた。これは、ナチズムが政権を担う1933年以前からすでに、ロマ民族を公然と排除しようとする法律や政令が途切れることなく発布されていたため、ナチズムの「ジプシー」政策を特別視する手がかりを見つけられずにいたことに起因すると考えられる。また、犠牲者の数は概算でおよそ50万人といわれているが、東欧や南欧で生活していたロマ民族については、その生活様式、すなわち放浪生活のため統計記録から除外されており、さらに記録資料による大量殺戮の証拠について、長い間誰も調査の労をとろうとはしなかった⁶。

実は、ドイツを占領していた連合国はドイツに対して、ユダヤ人に匹敵する特別な補償政策ではなかったものの、一般的な枠組みの中で「ジプシー」に対する補償を義務づけていた。具体的には、ドイツの福祉・補償問題を担当する官庁が、連合国と連携して、犠牲者としての認知に向けた政策を検討することに合意していたことも明らかとなっている⁷。また、アメリカを中心とした占領国はニュルンベルク裁判に向けてシンティ・ロマの迫害、殺戮行為に関する多くの資料を集めており、その内容は個々の迫害措置が極めて明瞭に証明されうるものであった。しかし占領国は、その一部を印刷したにもかかわらず告訴を断念し、ドイツに法的責任を問うことはなかった⁸。つまり、官僚レベルでの討議は実現しなかったのである。背後にあった要因は、現在のところ不明であるが、ドイツの復興とユダヤ人に対する犯罪を裁くことに多忙を極めていた占領国にとり、ロマ民族問題に多くの時間を費やすことを疑問視する声が上がったのではないかと筆者は推測する。

このように、国家をもたず、有力なロビイストもいないロマ民族は、ユダヤ人とは対照的に、政治レベルでの検討対象とはなりえなかった⁹。こうした関心の欠如

については、1987年にワシントンで開催された「非ユダヤ人犠牲者を考察する会議 (Conference on non-Jewish victims in Washington, D.C.)」の場でも次のように指摘されている。

「ジブシー」は概して忘れられた、あるいは歴史調査における付随的問題としてその判断を先送りされてきた人びとである。まさに周縁的であった社会的地位そのものが、1945年以降長年にわたって、ホロコーストの犠牲者として認められなかった要因であった。第三帝国におけるロマ民族の運命に関する人びとの無知が、歴史の再構築をとりわけ困難にしており、このことはまた、さらなる差別や、彼らが有する物質的、精神的補償を受ける権利を認知することに対する拒絶へと結びついているのである¹⁰。

加えて、ナチズムの政策が多様な解釈を可能にする内容であったために歴史家たちによる意見が二分され、互いに融合点を見いだすことができないまま研究が進められてきたことも見過ごすことができない要因である。戦後ドイツにおける一般の人びともまた、ナチズムによるロマ民族への激しい差別の存在を認知したものの、みずからの罪の意識は希薄であり、生存者の帰還を肯定的に受け入れる人びとはごくわずかであった¹¹。隣人としてのロマ民族は、依然として「異質な人びと Fremde」だったのである。こうして戦後ドイツにおける「公共の記憶 (public memory)¹²」は、再建を目指した新たな社会モデルに適合するよう編纂され、ユダヤ人その他の犠牲者という二つのカテゴリーを可能に至らしめた。

これまでのホロコースト研究において、「記憶と歴史の外的関係¹³」についてはナショナリズムが強く意識され、主観的考察が行われてきた。歴史家たちによる命題の選択は、その焦点が明瞭なものであれ、曖昧なものであれ、しばしば彼らの中に内在する世界観によって導かれたものであった。一方、「個人的記憶と集合的記憶との内的関係¹⁴」については、あくまで客観的立場が貫かれた。そして、生存者の証言を分析することによって多くの事実が明るみにされた。

金子(1998)が指摘しているように、従来、歴史学では文献資料と平行して、口述資料が活用されてきた。日本の歴史学研究では未だに口述の歴史資料(オーラル・ヒストリー)の学術的地位が必ずしも高いとは言えないが、たとえば特筆すべき事項として、ハンセン病患者が2001年に全面勝訴したハンセン病国家賠償訴訟¹⁵では、証言がきわめて重要な役割を果たした。証言を活用する研究者が厳密な資料批判を怠らないという前提さえ満たせば、「文献資料も口述資料もその客観性や信憑

性という側面において、根本的な差異などまったく存在しない¹⁶」のである。アウシュヴィッツ強制収容所でガイドを務める中谷剛もまた、「当事者との対話によって得られる糧は、文献資料からは決して引き出すことができない貴重なものであり、それは体験談だけではなく、普段のなにげない世間話の中にも表れている¹⁷」と証言の重要性について言及している。

しかし同時に、苦痛の体験をめぐる記憶は普段は心の奥底に沈められ、隠蔽されている。高橋(1995)は人間の深層に内在するこうした記憶を、どうしても繕いいることができない綻びのような「忘却の穴」という言葉を用いて、次のような疑問を呈している。

記憶されるべき出来事の核心に<記憶されえぬもの>や<語りえぬ>ものがあったとしたら、そしてそれが、われわれの歴史の肉体のそこかしこに知られざる<忘却の穴>を穿っているのだとしたら、どうなるのか¹⁸。

「語りえぬ記憶」とは、犠牲者の意識の中で語る価値がないと判断されたものではなく、無意識的な記憶として、意識下に残存するものの日常では蘇生しない、通常の記憶とはまったく異質な領域に残されている記憶である¹⁹。しかし「語りえぬ記憶」が、常に犠牲者の内面で沈黙を強いられているわけではなく、また、歴史の中で無価値なものであるという解釈も誤りであり、加害者、傍観者によってのみ編纂された歴史は、明らかに責任を回避した物語であると言わなければならない。同時に、犠牲者の証言に優劣をつけ、等しく貴重な声の風化を許した歴史などあってはならないのである。たとえば、前述した中谷剛が、戦争体験者が見学に訪れる経緯について、「戦時中の立場の違いはあっても、戦争経験者の多くは自らの記憶と葛藤しながらこの地へ足を運んでくる²⁰」と述べているように、むしろ、「語りえぬ記憶」は、現在の意識や行動に連綿と影響を与え続けているといえる。それゆえ、今後のホロコースト研究においては、法廷や社会においてみずから犠牲者として、あるいは代弁者として証言の場を与えられずしなかった人びとに対して、一層配慮していかなければならないように思われる。

1982年3月17日、ドイツ連邦政府首相ヘルムート・シュミットは、ドイツ連邦政府広報"Pressemitteilung"を通じて、「ナチズム政権下におけるロマ民族への迫害は、民族殺戮の諸条件を満たした人種的要因によるものであった」という声明文を発表し、生存する犠牲者への補償について前向きに取り組んでいく意志をドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会(Der Zentralrat Deutscher Sinti und Roma²¹)に表明し

た。しかしこうした発言によってロマ民族の戦後補償問題が大きく前進したり、ドイツにおける「ジプシー」政策が大きな転機を迎えたりしたとは言い難く、むしろ彼らを取り巻く環境はその後一層厳しくなったように思われる。たとえば、東欧の社会主義体制が崩壊し、計画経済から市場経済へと構造変換した 80 年代後半から 90 年代初頭にかけて、多くのロマ民族が庇護を求めてドイツに漂着した。ロマ民族がこうした厳しい状況に追い込まれた背景には、彼らの間で古くから営まれてきた馬の仲買、織物商といった伝統的職業が近代化の過程で次第に需要が見込まれなくなり、工業化社会に必要とされる専門知識や高度な技術を習得する機会に恵まれなかったことを挙げることができる²²。市場経済の導入によって競争にさらされた一般の人びとのとまどいもまた、社会にスケープゴートを必要としていた。差別の矛先は内在的他者であったロマ民族に対して向けられ、人種差別的偏見はいっそう強くなり、社会への融合をより困難にしたのである。それは一般の人びとの意識にも強く表れており、たとえば国勢調査でおよそ 40 万人（実際にはそれ以上）のロマ民族が居住しているといわれるルーマニアで 1997 年に行われた意識調査²³では、「ロマを友人として選びますか」という質問に 72% が否定的な回答を示し、「ロマの隣人についてどう思いますか」という問いについても 86% が拒絶反応を示していた。庇護を申請した人びとの多くがナチズムによって親族を失っており、82 年の公的な犠牲者としての認知が、何らかの手だてになることを願っていたことは容易に推測されるが、申請を受けた州政府の対応は冷ややかなものであった。というのも、東欧民主化の先駆けとなったベルリンの壁崩壊後、ドイツにおける東西の社会格差はそれまで考えられていた以上に大きく、州政府には新たな難民を受容する余裕などなかったのである。たとえば 1989 年にフランクフルトに設立された「多文化問題担当部局」の責任者であったダニエル・コーン・ベンディットは、*Hamburger Rundschau* のインタビューの中で東欧から押し寄せたロマ民族による庇護申請について、次のような、威圧的でレイシズムに満ちた発言をしている。

こうした人びとを受け入れなければならないことを、我々は社会に理解させなくてはならない。彼らの生活様式と定住生活を基本とする我々の社会の中に媒介することは困難だとわかっていたとしても。彼らは財産や権威といったものに対して、我々とは異なる理解をしている。...数十年間にわたる排他的差別の結果、彼らは独自の生き残り戦略を展開することを余儀なくされたのである。それは物乞いであったり、攻撃的な行動であったり、必要に迫られたときには窃盗であったりした。彼らは犠牲者であろうとしているだけではない。迫害から厚かましさ

を發展させることを学んだのである。しかしながら、もしロマ難民がここで生きていきたいと願うのであれば、彼らがこの地で協調して生きられるために、そして彼らがこの地の生活形態と折り合いをつけられるように、対決を通して強制するしかない。さもなければ、我々は社会的カタストロフィーを迎えることとなる

24。

このように、行政においてナチズムの犠牲者としてのロマ民族の過去が現在の困窮状態と関連づけて考慮されることはほとんどなく、むしろドイツにおける新たな社会問題のひとつとして認識された。従って、ロマ民族の庇護申請の認定は極めて困難であった。そして、ユダヤ人に対するあらゆるレイシズムが、明らかに政治的背景と関連づけて顧慮されていたのとは対照的に、「ジプシー」に対するナチズムの「人種的理由」による迫害は、広義な意味合いでの政治問題ではなく、むしろ反社会的、犯罪的なものに対する国家の苦闘²⁵といった社会問題へと組み込まれていったのである。

こうしたことから、ナチズムの犠牲者としてのロマ民族の位置づけが、先に示した82年の発言によって明文化されたとは言えず、彼らの処遇改善へ直線的に向かったとは考えにくい。ゆえに、それまでの差別的政策とは明らかに異なるナチズムの「ジプシー」政策が、戦後社会における行政によるさらなる差別とどのように結びついたのかという見極めが非常に重要になってくるように思われる。さらに、ドイツ司法がナチズムによるロマ民族への迫害に対して下した裁決についてもまた、重要な判断材料としなければならない。

2. 犠牲者としてのロマ民族

平和の回復はロマ民族にとって新たな戦いのはじまりであった。帰るべき国家をもたない民族として、あらゆる官僚手続きから排除され、たとえ滞在が容認されたとしても、それは市民権取得というレベルではなく、黙認されたにすぎなかった。占領軍の到来によって終戦を知った人びとの一部は、解放にあたっての手続きを経ずに収容所を後にしていたようである。一方、占領軍に希望を託した人びとの願いもまたかなうことはなかった。たとえばラーベンスブリュック強制収容所からの生還者であるメットバッハ・レイリィは、収容所解放時の様子について、次のように証言している。

占領軍がジープに乗ってやって来たとき、私たちの瞳からは涙が溢れた。兵

士たちもまた涙を流していた。

私たちは手続きや登録のため、引き続き収容所での滞在を余儀なくされた。けれどもそれは無駄だった。兵士たちは私たちが必要な事務手続きをできないからといって、登録は無理だと決めつけ、私たちをいくつかの食料と共に解放した。私たちだけではなく、占領軍もまた混乱していた²⁶。

迫害を証明しうる書類を交付されないままの退去は、将来的な補償の可能性の喪失を意味していた。戦後のドイツ行政は、このような人びとからの補償請求に対して、所定の証明書の欠如を根拠に申請を却下したのである。行政の対応はレイシズムを巧妙に隠してはいたものの、実際にはロマ民族を「ツィゴイナー」という蔑称で呼び続けた。つまり、行政の対応は、個人の登録カードを作成していた帝国時代や、およそ 50 万人以上の人びとが犠牲となったといわれるナチズム支配下と何ら変わっていなかったのである²⁷。官庁で所定の手続きをとる段階で、彼らが直面したのは、強制収容所からの非人間的な扱いは終わっていないということ、そしてそれは犠牲者としての認知が確立されるまで続くであろうという現実であった。前述した金子は、このような行政の態度を次のように分析する。

補償当局で体験することについてジブシーと喋ると、その差別がいまだに撤廃されていないことが明らかになる。……だが、それは必ずしも法規定そのものに由来しているわけではなく、その法を執行しなければならない人々の偏見に根差しているものと思われる²⁸。

ロマ民族に対する賠償をユダヤ人と同様に認めるべきかどうかという問題は、「人種的理由」による殺戮が明白であったにもかかわらず、ニュルンベルク裁判においても、後に行われた国際会議の場においても、一度たりとも論議されることはなかった。そして、ロマ民族への戦後補償は、1945 年時点において戦勝国のみならず、占領下におかれたドイツにおいても主要なテーマになりえなかった²⁹。

敗戦後まもない 1945 年、ユダヤ人が人種的理由による犠牲者であることを疑問視する行政官は皆無であったものの、その解釈がロマ民族に援用されることはなかった。彼らを「犠牲者」ではなく「犯罪者」とみなす風潮は、一般社会でも根強く、また、ロマ民族を人種的理由による犠牲者として公的に認めうるかどうかについては、反ナチ抵抗運動の闘士やユダヤ人からも異議が申し立てられた。彼らは自分たちが反社会的理由で拘留された「犯罪者」と同列視されることに不快感を示し、差別

化を強調したのである。戦後補償の対象外となったのは、その多くがナチズム支配下において「反社会分子」、「労働忌避者」、「常習犯」というレッテルを貼られた人びとであり、ロマ民族はそのすべての該当者となった³⁰。

また、1949年、アメリカは占領区域での補償について、1945年5月8日以降3年以上の懲役刑に処されたもの、あるいは市民権を剥奪されたものは対象外とする取り決めを行った。この規定はその後の補償法にも大きな影響を及ぼした。

たとえば、ザクセンハウゼン収容所から生還したロマ民族のパウル・ヴィッテと彼の叔父は、彼らの家族がクロアチアのウスタシャにより納屋で焼き殺された証拠を有していた。戦後、ヴィッテはベルリンの境界線を越えたことにより、東からは禁固刑を、西からは3年半の懲役と公民権喪失の判決を下された。(当時、こうした境界越は困窮と貧困の時代に珍しいことではなかった)。釈放後、戦時中の補償を申請したヴィッテに対し、行政は彼の詐欺罪による服役年数などを根拠として、その申請を却下した。その際、国家を持たない「ツィゴイナー」であるヴィッテに対し、行政担当官は「家族を失ったこと、車や馬を失ったこと、健康への損害はドイツとは何の関係もない」と言い切った³¹。

また、ナチズムによる迫害から生還した「ジプシー」の人びとが補償請求を行った1940年代後半から1960年代半ばにかけて、ドイツ司法はこの問題を取り扱うにあたり、ナチズムの決定を裏付けるたったひとつの法的書類、すなわち1943年1月に交付された、いわゆるヒムラーの「アウシュヴィッツ令」に依拠することで、国家に有利となる判決を下していた。1956年に規定された連邦補償法においても、ユダヤ人については、「集団的迫害」が行われたものとみなされ、個々の迫害を立証する必要性はないと判断されていたが、「ジプシー」については、このような「集団的迫害」をどのように認定するかが争われ、その補償の不十分さに対して批判が多いといわれている³²。そして、実際に申請を行う側であるロマ民族にとってもさまざまな弊害があった。たとえば、次の事項に該当する人びとは補償申請を行うことができなかった³³。

- ・戦後海外に移住したことにより受給資格を失っていたもの。
- ・補償を受けられる可能性があったことを知らずにいたもの。
- ・文盲であったために必要書類への記述が不可能だったもの。
- ・迫害を受けたという証拠や必要書類を用意できなかったもの。

さらに深刻な問題は、補償を受けられる可能性がありながら、申請できなかった、

あるいはしなかった人びとの存在³⁴である。申請にあたり医師の検診や行政からの質問に答えなければならなかったのだが、ロマ民族にとってそうした諸手続は、再度自分たちがどこかに登録されるのではないかという不信感へとつながった。自身のデータが赤十字や各機関に悪用されるのではないかという不安から、多くのロマ民族が申請やそれに伴う出頭をためらった。再び迫害を受けるのではないかという恐れから、戦後改名していた人々も多かった。しかし改名したことにより補償申請が受けられないという弊害も発生したのである。また、ロマ民族として申請するとさまざまな理由で拒絶されたために、当時多くのロマ民族が自らをユダヤ人と偽って補償申請を行った。

1965年、ドイツ政府は「連邦補償法最終法」を発表した。法令の中で1943年以前の損害を承認しないと明文化したことは、ロマ民族の多くが補償の枠組みから除外されたことを意味していた³⁵。このほかにも迫害時にドイツ国籍を有していなかったロマ民族がドイツ市民、あるいはドイツ民族であると主張することには異論の余地があるとする疑問が呈されるといったさまざまな弊害が補償の道を閉ざしていった³⁶。

また、外傷として表に出ることがないトラウマといった、精神的被害に対する補償についても、これまでほとんど顧慮されることはなかった。第二の迫害ともいえるロマ民族に対する社会的差別を可能にした要因として、ナチズム支配下において刑事警察の立場で「ジプシー」政策を遂行していた人びとが、戦後ドイツにおいて罰せられるどころか、むしろその多くが復職を果たしていたことを挙げることができる³⁷。ロマ民族にとって官僚の影響力が法の制定や実務の面において絶大化していくことは、彼らの処遇が一層不利になることを意味していた³⁸。ナチズムが、ユダヤ人に対する絶滅政策を、いわば自然にロマ民族に流用していたのに対し、ユダヤ人に対して策定された戦後補償が、ロマ民族に援用されることは、皆無に等しかったのである。

3. ユダヤ人との相関化をめぐる論争 - もうひとつの戦い -

ここでは、ロマ民族に関する問題が研究領域のひとつとして確立されたことによって、それまでユダヤ人問題を中心として行われることで整合性がとれていたホロコースト研究のあり方に、どのような問題が引き起こされたのかについて、まず具体的にみていくこととしたい。

ナチズムによって行われたロマ民族への蛮行は、認識論³⁹に関わる問いのひとつであると考えられる。すなわち、彼らが迫害にあっていたかどうかを立証することではなく、迫害にいたった経緯について探求し、認識していくことが目的なので

ある。彼らの犠牲者としての位置づけについては、司令塔であった党中枢部ならびに中央官庁と、実際に任務を遂行する立場にあった地方行政の温度差が少なからず影響を与えてきた。「ガス室の存在を否定することでドイツの歴史を脱犯罪化⁴⁰」させることを意図した歴史修正主義者が、自らに不都合な資料を一切無視し、都合の良い事象を抽出することによってホロコースト否定論という根拠なき学説を展開しているのと同様、ロマ民族は一部の心ない歴史家によって、ユダヤ人との相関化を否定され、犠牲者としての地位を貶められてきたのである。

ナチズム最大の犠牲者がユダヤ人であることは決して揺らぐことのない事実である。しかしナチズムのシステムすべてが、ユダヤ人に対する迫害のみを目的として構築されたのではない。このことは、ガス室が当初ドイツの精神病患者を「安楽死」という名目で殺害するために開発され、その成果をもって各地の絶滅収容所に設置されたことから明らかである⁴¹。

ナチズム政権下において行われた迫害の事実すべてを否定するわけではないものの、残虐な行為を過小評価し、特筆すべきものでなかったと結論づけようとする姿勢は、「排除と選別の暴力⁴²」であり、その意味で歴史修正主義者と何ら変わることはない。ナチズムの目的が第一にユダヤ人の絶滅であるか否かにかかわらず、50万人を下回らないロマ民族の多くが犠牲になったことは確かであり、その事実を正当に評価しないことは、自国の過去をも否定する行為になりかねない。このような主張をする歴史家は、ナチズムによる「ジプシー」政策が、事前に計画されたものではなく確信的意図を持ったものでもなかった、いわばユダヤ人に対する政策のあとづけに過ぎなかったと強調しがちである。特に、ユダヤ人との相関化に否定的見解を示すイエフダ・パウアーは、ロマ民族をホロコーストの犠牲者ではないと言い切り、その理由を次の2点に要約している。

1. ナチズムのイデオロギーの核心はユダヤ人問題であった。

「ジプシー」はユダヤ人ではない。ここに両者の決定的違いがある。およそ600万人が犠牲となったユダヤ人への迫害を過小評価することは看過できないが、非ユダヤ人犠牲者は、あくまでもその余波が及んだに過ぎない。

2. ユダヤ人とは対照的に、ロマ民族への補償問題が議論の中心となることは、かつて一度もなかった。そして彼らへの迫害は今日でもヨーロッパ諸国のいたるところで見受けられ、彼らはハンセン病患者のように扱われている。つまり、ロマ民族はジェノサイドの犠牲者であり、ホロコーストの犠牲者とは言えないのである⁴³。

また、国連ジェノサイド条約第2条において謳われているジェノサイドという概念が、「集団の構成員に対して国民的、エスニック的、人種的または宗教的な集団それ自体の全部あるいは一部をもって行われる⁴⁴」行為と規定していることについても、「一部」の適用範囲について明確な定義づけが行われていないことを論拠として、ホロコーストにおけるユダヤ人の唯一性を強調する歴史家がいることも事実である⁴⁵。しかし、「人種的理由」による迫害措置をユダヤ人以外の犠牲者に適用することは、決してユダヤ人の犠牲を軽視するものではなく、むしろ記憶を共有の場へと導く行為である。したがって、ロマ民族に対する迫害行為が、たとえ付随的事象、すなわち副次的行為であったとしても、彼らのアイデンティティが破壊され、取り返しのできない結果を招いたことは明白であり、犠牲者間の差異を見出し、ヒエラルキーをつくりだそうとする研究姿勢には問題があると言わなければならない。すなわち、ロマ民族はホロコーストの忘れられた犠牲者であったと同時に、犠牲者間においてもまた、差別を受けてきたのである。たとえば、バウアーは、論文『両者への命令は同じではなかった(*Es galt nicht der gleich Befehl für beide*)』(1998)の中で、自らの見解を次のように表明している。

ロマ民族とユダヤ人ならびにその他の人びとが各々体験したに違いない苦しみには差異があるというのではない。命令が同じだったのではなく、苦しみが同じだったのである。

こうした差異は、主としてナチズムの異なる迫害動機に端を発している。ナチズムにとって、ユダヤ人がまさに問題の中心であった。アーリア人が支配する世界にユダヤ人が存在することは許されなかったのである。ロマ民族に対する考え方は、まったく別のものである。たとえば、ヒトラーが彼らについて言及したのは、文書および口頭での伝達においてもたった2回であり、そのどちらにおいても実に周縁的なものであった。ヒムラーを除いてほとんど誰も、ナチズムの権力者のなかでロマ民族を担当するものはいなかったのだ。

ナチズムにとって「ジプシー」は人間であった。ただし、価値の低い性質の人間だったのである。一方、彼らにとってユダヤ人とは人間の姿をしているように見えるものの、人間ではなかったのである。ナチズムにとっていわゆる「ジプシー」禍とはまさに副次的な事象であった。もちろん、暴力的な解決手段であったことには違いないが⁴⁶。

イエフダ・バウアーのこうした発言に対して、ロマの社会的認知をめぐる議

論の先駆者であるロマニ・ロゼは、論文『両者への命令は、同じであった(*Für beide galt damals der gleiche Befehl*)』(1998)においてパウアーの主張の矛盾点を次のように指摘する。

いわゆるドイツ占領下の総督府管轄区域における、およそ 180 カ所でロマ民族は殺戮部隊、警察、国防軍によって殺害された - それは、しばしばユダヤ人と共にであった。そうした事実を無視して、イエフダ・パウアーは 1998 年 1 月 27 日のドイツ連邦議会の場で、「ヨーロッパ占領区域におけるロマ民族への殺戮は絶滅政策に依拠したものではなかった」と主張している。彼はさらに「殺されたのは放浪生活を営んでいたロマ民族であり、定住生活を送っていた人びとについては存在を容認されていた」と言及していた。ホロコースト事典においても自身が担当する章の中で「ドイツが定住生活を営んでいたロマ民族を捜索していた証拠などない」と記し、アウシュヴィッツ強制収容所からの生還者であるエリザベス・ゲーテンベルガーにあてて書かれた 1993 年 12 月 13 日の書簡においても「ドイツが帝国領土外で定住していたロマ民族をわざわざ探し出すことなどしていなかった」と綴っていた。しかし事実は反対であり、定住生活を送っていた多くのロマ民族は執拗な捜索の末、見つけ出され、銃殺された。特殊部隊司令官のひとりであるオットー・オーレンドルフがニュルンベルク裁判で証言していたように、ロマ民族とユダヤ人の間に差異はなく、両者には同じ命令が適用されていたのである⁴⁷。

このようにロマ民族は、冒頭で言及した政策遂行プロセスや戦後補償問題だけではなく、犠牲者間の差異に関する論争という「第三の問題」に取り組まざるをえない状況におかれている。これをめぐる二つの見解の違いは、同じ出来事に対する観点と研究方法が大きく異なることから生じている。つまり、ホロコースト史の中で異なる記憶が対立していることにより、研究の多元化が阻まれているのである。したがって解釈をめぐってはそれぞれの問題を互いに独立したものとしてではなく、むしろ相互に内在的な影響を及ぼしあっているものとしてとらえ、多角的に論じなければならない。

おわりに

本稿は、ナチズムによる彼らへの差別が一義的なものではなく、従来の社会政策に人種という概念を加えた、きわめて複雑な事象であったことを基点とし、概説的

ではあるが、今日までの研究構図や戦後補償問題を考察したものである。

ナチズムによるロマ民族への迫害は、ユダヤ人と同様「人種的理由」であったことが明らかであったにもかかわらず、これまで両者は対極的な立場におかれ、ロマ民族研究の意義は過小評価されてきた。これは彼らが国家という屋根をもたない少数民族であるため、社会問題の枠組みを越えた、政治レベルでの検討対象となり得なかったことに起因すると考えられる。

ロマ民族は、現在においてもなお、一部のヨーロッパの人びとにとって同胞として受け入れがたい存在、すなわち内在的他者であり、さまざまな困難に直面している。しかし近年、ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会(Der Zentralrat Deutscher Sinti und Roma)を中心に歴史の見直しが進められ、新聞を中心としたメディアでもナチズムの過去が現在の彼らの生活に多大な影響を与えていることが伝えられている。

ナチズムの犠牲者としてのロマ民族の位置づけをめぐることは、多頭制支配による影響のみならず、ヨーロッパ市民、すなわち「普通の人びと」との意識もまた大きく影響してきた。したがって研究の基点は、ナチズムによる迫害措置が決して第三帝国特有だったのではなく、むしろそれまでのヨーロッパ社会の思想を継承し、なおかつ発展させた内容であったことを前提として、中立的な視点で過去と現在の相関関係を分析していかなければならないといえるだろう。

筆者は今後、上記の研究の基点に立って、彼らの犠牲者としての過去が、現在の生活に与えている影響を視座に入れながら、行政、司法、メディアといった多分野からのアプローチを試みていくこととしたい。

¹ 国際連合教育科学文化機関憲章(ユネスコ憲章)。

<http://www.mext.go.jp/unesco/horei/kensyo.htm>

² ロマ民族はヨーロッパにおいて 20 世紀末まで「ジプシーGypsy」あるいは「ツイゴイナー-Zigeuner」という蔑称で呼ばれ、伝統的に犯罪集団、劣等集団とみなされてきたヨーロッパ最大の少数民族である。

³ 石田勇治『過去の克服』(白水社、2002 年) 291 頁。

⁴ Romani Rose, “ Für beide galt damals der gleiche Befehl ” .

http://www.minderheiten.org/roma/index2.htm?http://www.minderheiten.org/roma/textarchiv/tekte/rose_bauer.htm

⁵ Rainer Hudemann, “ Sinti und Roma in der deutschen Wiedergutmachung. Fragen zu den Fernwirkungen der Verfolgung ” *Sinti und Roma in Auschwitz - Birkenau, 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz - Birkenau, 1998, p.349).

⁶ ヴォルフガング・ベンツ 中村浩平・中村仁訳 『ホロコーストを学びたい人のために』(柏書房、2004 年) 146-147 頁。

⁷ Gilad Margalit, *Germany and its Gypsies* (The University of Wisconsin Press 2002) p.83.

⁸ Wolfgang Wippermann "Sinti und Roma :Ihre Geschichte - unsere Geschichte," *Sinti, Roma und wir*, (FU Berlin DGB 1994) S39-40.

⁹ Gilad Margalit *ibid* p.193.

¹⁰ Ian Hancock, "Response to the Porrajmos:The Romani Holocaust" *Is the Holocaust Unique?* (Westview Press a member of the preseus book group 2001) pp.88-89.

¹¹ Gilad Margalit *op.cit.*, p.58.

¹² 三島憲一 『文化とレイシズム』(岩波書店、1996年) 99頁。

¹³ ポール・リクール 久米博訳 『記憶・歴史・忘却(上)』(新曜社、2004年) 161頁。

¹⁴ ポール・リクール 同上、161頁。

¹⁵ 他の国相手の裁判との大きな違いは、90年にわたる行政のハンセン病に関する政策の誤りと、国会の法制定と、その過程で加担した司法の三権を相手にしたところにあった。一審判決後、控訴を断念した国側と原告は和解案及び具体的な補償政策に向けた討議を重ねている。また、『90年目の真実—ハンセン病患者隔離政策の責任』(「らい予防法」違憲国賠西日本訴訟弁護団、かもがわ出版、1999年)などに代表されるハンセン病患者の証言資料も数多く編纂されている。

¹⁶ 金子マーティン 『「ジプシー収容所」の記憶』(岩波書店、1998年) 185-186頁。

¹⁷ 中谷剛 NHK ラジオ「土曜ジャーナル」土曜午後10時15分～55分 2005年6月18日放送分より。

¹⁸ 高橋哲哉 『記憶のエチカ』(岩波書店、1995年) 5頁。

¹⁹ 金子マ - ティン 前掲、206頁。

²⁰ 中谷剛 『アウシュヴィッツ博物館案内』(凱風社、2005年) 16頁。

²¹ ドイツ政府の援助を受け、ナチズムによるシンティ・ロマの虐殺、ジェノサイドの公的認知を求めるとともに、差別からの保護とマイノリティとしての権利の促進という問題について政府に働きかけている組織である。

²² 加賀美雅弘 『「ジプシー」と呼ばれた人々』(学文社 2005年) 300-301頁。

²³ モーゼス・F・ハインシンク 金子マ - ティン訳 「ロマ社会における女性と家族について」(2005年5月9日反差別国際運動(IMADR)事務所で行われた講演より)。

²⁴ Anneke Winckel *Antiziganismus* (UNRAST-Verlag Münster 2002) S.56.

²⁵ Gilad Margalit *op.cit.*, p.153.

²⁶ Toby Sonneman *Shared Sorrows* (University of Hefthfordshire Press 2003) pp.114-115.

²⁷ Anneke Winckel *op.cit.*, p.55.なお、同様のケースは日本のアイヌ民族に対しても見受けられる。たとえば1886年頃、日本は北海道のアイヌ民族に「創氏改名」を強いて日本名を戸籍登録させた。日本名による戸籍編入は、法律上では本州人と同等であることを意味していたが、1888年にはアイヌ民族を「帝国臣民」と区別するために「旧土人」という法律用語が制定され、改称が身分差別の撤廃に結びつくことはなかった。(宮田節子、金英達、梁泰昊 『創氏改名』明石書店 p.158)。

²⁸ 金子マーティン 「ロマ民族のナチス迫害に対する国家補償」『歴史学研究』(1992.3 No.630) 24頁。

²⁹ Wolfgang Wippermann "Warum brauchen wir ein Holocaust-Denkmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas?" (*Mahnmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas 1994-2000*, Ausschuss Sinti und Roma).

³⁰ 石田勇治 前掲、78 頁。

³¹ Anna von Törne " 'Wiedergutmachung' für Sinti und Roma - Eine zweite verfolgung?" *Sinti und Roma in Auschwitz - Birkenau, 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz - Birkenau, 1998) p.390.

³² 栗屋憲太郎 田中宏 三島憲一 広瀬清吾 望田幸男 山口定 『戦争責任・戦後責任』 (朝日新聞社、1994 年) 185-186 頁。

³³ Anna von Törne op.cit, S.379

³⁴ Anna von Törne ibid.,S.379-380.

³⁵ Susanne Willems "Anerkennung und Entschädigung von Sinti und Roma vom Fortbestand rassistischer Ausgrenzung in Deutschland nach 1945" *Sinti und Roma in Auschwitz - Birkenau 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz - Birkenau, 1998) S.369.

³⁶ Susanne Willems ibid.,S.371.

³⁷ Wolfgang Wippermann "Warum brauchen wir ein Holocaust-Denkmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas?" 1998.

³⁸ Rainer Hudemann Sinti und Roma in der deutschen Wiedergutmachung. Fragen zu den Fernwirkungen der Verfolgung *Sinti und Roma in Auschwitz - Birkenau, 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz - Birkenau, 1998) p.351.

³⁹ ロバート・イーグルストン 増田珠子訳 ポストモダニズムとホロコーストの否定』 (岩波書店、2004 年) 26 頁。

⁴⁰ 『ホロコースト大事典』 (柏書房、2003 年) 570 頁。

⁴¹ 『ホロコースト大事典』 134-135 頁。

⁴² 高橋哲哉 『歴史/修正主義』 (岩波書店、2001 年) 48 頁。

⁴³ Yehuda Bauer "Here lies the difference"

<http://www.haaretz.com/hasen/spages/651099.html>

⁴⁴ <http://www.hrweb.org/legal/genocide.html> 下線部は筆者による。

⁴⁵ Guenter Lewy "Rückkehr nicht erwünscht Die Verfolgung der Zigeuner im Dritten Reich" (Propyläen Verlag, München 2001) p.375.

⁴⁶ Yehuda Bauer "Es galt nicht der gleich Befehl für beide"

http://www.minderheiten.org/roma/index2.htm?http://www.minderheiten.org/roma/textarchiv/tekte/bauer_rose.htm

⁴⁷ Romani Rose "Für beide galt damals der gleiche"